20220114-1【感染症情報】フィリピンにおける新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の 対応について(その 93:一部地域・都市の警戒レベルの引き上げ)(2022 年 1 月 13 日発 表)

【ポイント】

●1月13日、フィリピン政府は、1月16日から1月31日までの地域・都市の警戒レベル を発表しました。

●これにより、ビサヤ地域では、シキホール州が警戒レベル2に、その他の地域が警戒レベル3に置かれます。

【本文】

1 1月13日、フィリピン政府は新たに IATF 決議 157 号-A を発出し、1月16日から1月 31日までの地域・都市の警戒レベルを発表しました。

2 ビサヤ地域については以下のとおりとなります。

(1) 警戒レベル3

・地域 6 (西ビサヤ地域):イロイロ市、イロイロ州、バコロド市、西ネグロス州、アク ラン州、カビズ州、アンテーケ州、ギマラス州

・地域7(中部ビサヤ地域):セブ市、マンダウエ市、ラプラプ市、ボホール州、セブ州、 東ネグロス州

・地域8(東ビサヤ地域):オルモック市、タクロバン市、ビリラン州、東サマール州、 レイテ州、北サマール州、南レイテ州、西サマール州

(2) 警戒レベル2

・地域7(中央ビサヤ地域):シキホール州

3 ビサヤ地域以外の地域・都市及び決議の詳細に関しては、以下の発表にてご確認ください。

●新興感染症に関する省庁間タスクフォース(IATF)(決議第 157-A 号:一部地域・都市の 警戒レベルの再変更)

https://www.officialgazette.gov.ph/downloads/2022/01jan/20220113-IATF-157A-RRD.pdf

4 在留邦人及び短期渡航者の皆様におかれては、感染予防に万全を期すとともに、コミュ ニティ隔離措置、感染状況、医療事情、航空便、入国に係る規制(検査・検疫措置を含む。) 等に関する最新情報に引き続き注意してください。 【以下、新型コロナウイルス関連情報】

●在フィリピン日本国大使館ホームページ(フィリピン国政府の発表・関連情報等(フィリ ピンへの入国を予定の方へ)

https://www.ph.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00309.html

.

※この情報は、在留届、及び「たびレジ(本登録)」に登録されたメールアドレスに自動 的に配信されております。本メールを受信していない場合は、在留届にメールアドレスの 登録をなさるか、「たびレジ(本登録)」登録をお願いします。

在留届・たびレジ登録:https://www.ezairyu.mofa.go.jp/ORRnet/

(問い合わせ窓口)

○在セブ日本国総領事館

住所: 8th Floor, 2Quad Building, Cardinal Rosales Avenue, Cebu Business Park, Cebu City, Philippines

電話:(市外局番 032) 231-7321

FAX:(市外局番 032) 231-6843

ホームページ: https://www.cebu.ph.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html